

## 八街市緑肥作物等の種子購入補助券交付規則

令和3年10月4日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、農地における環境に配慮した土づくり及び表土の飛散による風食の抑制のため、緑肥作物等を作付けしようとする者が当該緑肥作物等の種子（以下「種子」という。）を購入するに当たり割引を受けられるよう、種子購入補助券を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「緑肥作物等」とは、ライ麦、エン麦、ヘアリーベッチ、シロカラシ及び小麦をいう。

(対象者)

第3条 種子を購入するに当たり割引を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、市内に存し、かつ本市と環境保全型土づくり推進事業にかかる契約を締結した店舗（以下「店舗」という。）にて種子を購入するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に占有する農地に緑肥作物等を作付けしようとする者

(割引率)

第4条 割引率は、種子の1キログラム当たりの店頭価格（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の5以内とする。

(届出)

第5条 対象者が種子を購入するに当たり割引を受けようとする場合は、あらかじめ、八街市緑肥作物等の種子購入にかかる届出書（別記様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(補助券の交付)

第6条 市長は、前条の届出があった場合は、その内容を審査し、対象者に対し、八街市緑肥作物等の種子購入補助券（別記様式第2号。以下「補助券」という。）を交付するものとする。

(補助券の提出)

第7条 補助券の交付を受けた対象者は、店舗にて種子を購入する際、当該店舗に補助券を提出するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年8月18日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。